

学生向けの納付猶予『学生納付特例』について

○ 学生納付特例とは

日本国内に住む全ての人は、20歳になったときから保険料の納付が義務付けられていますが、学生の方は所得が少ない等の理由で保険料を納めることが経済的に困難な場合が多いため、在学期間中の保険料の納付を猶予することとされた制度が「学生納付特例制度」です。

ただし、猶予を受けた期間がある場合は保険料全額納付した場合と比べ、年金支給額が低くなります。将来受け取る年金額を減らさないためにも、追納制度を活用ください。

※ 対象の学校は日本年金機構のホームページ、学生納付特例対象校一覧から確認できます。

○ もしもの時のために申請を！



学生納付特例期間中にケガや病気等により、認定された障がいの状態が長期にわたる場合は、障害基礎年金を受けることができます。未納のままにしておくと、これらの保障が受けられない場合がありますので、納付が困難な場合は忘れずに学生納付特例の申請をしてください。

○ 対象となる方は？

修業年限が1年以上である大学や専門学校などに在学する学生で、**本人の前年**所得が一定額以下^(※)の方が対象です。

なお、承認を受けた次の年度も在学予定の方には、4月初めに再申請の用紙（ハガキ様式）が届きますので引き続き学生納付特例制度の利用を希望の場合は、必要事項を記入の上、ポストに投函してください。

※ 118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等



○ 初めて申請するときは

役場、年金事務所および在学中の学校（※）に学生納付特例申請書を提出します。

なお、申請書は郵送での提出も可能ですので、必要な添付書類を確認の上、郵送してください。

※ 学生納付特例制度の代行事務許認可を受けている場合に限りです。

～日本年金機構からのお知らせ～

☆国民年金保険料は納付期限までに納めましょう☆

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置すると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場の窓口へご相談するようお願いいたします。

※ 令和2年度の保険料や納付方法については、広報誌4月号等をご参照ください

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812